

第3章

介護保険事業の適正な運営

1 サービスの質の向上

(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取り組みが進められています。身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けて、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 施設の個室・ユニット化の推進

今回廃止された国の参酌標準では、平成 26 年度に介護保険3施設の個室・ユニット化の割合を50%以上、特別養護老人ホームの個室・ユニット化を70%以上とし、介護保険3施設の個室・ユニット化の推進を目指すものでした。町内の介護保険3施設全体の個室・ユニット化は現在50%で、すでに国の参酌標準50%以上は達成していますが、今後の施設の新規・増設については個室・ユニット化をさらに推進していきます。

(3) 苦情相談等への対応

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会(あんしんセンター)、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)などで受けつけるとともに、サービスに対する不満や苦情内容を迅速に対応していきます。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受けつけ、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促します。

(4) 適切な契約締結への取り組み

近年、悪質な詐欺や商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

葉山町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してきました。

今後は、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携をさらに強化し、公正な契約締結の支援を行います。

また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化します。

(5) 施設サービスの整備方針について

＜平成26年度までの施設整備計画＞

区分		第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
福祉施設 介護老人	定員数(人)	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	利用者数(人)	136	141	142	141	138	138	143	148	151
健施設 介護老人保	定員数(人)	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	利用者数(人)	107	115	106	117	111	111	115	119	122
療施設 介護療養病 院	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	11	12	11	9	8	7	7	6	6
同生活介護 認知症対応 型共	定員数(人)	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	利用者数(人)	28	26	28	25	25	25	26	27	27
特定施設 介護専用型	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人)	282	294	287	292	282	281	291	300	306
	要介護2 以上比	48.5%	45.8%	44.1%	42.9%	40.8%	40.7%	40.6%	40.5%	40.4%
特定施設 介護専用型 以外の	定員数(人)	261	261	261	261	261	261	291	291	291
	利用者数(人)	57	65	77	82	93	93	96	99	102

※平成18年度から平成22年度までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、平成23年度以降は推計値です。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護度が重度になるにつれ利用者数も増加するという本町の介護老人福祉施設の特徴はありますが、本町の第5期計画期間中の要介護認定者数の推計値は、要介護4、5より要介護1から3までの方の増加率の方が高いということ（要介護1の方が最も多い）、また、横須賀・三浦圏域間では利用率が最も低いことから、第5期においては、施設整備をせず、在宅サービスの充実を進めることで入所待機者の増加を防いでいくとともに、今後は町内介護老人福祉施設に町民の方を優先して受け入れていただけるよう要請するなど、町内介護老人福祉施設を町民が利用しやすい環境づくりに努めていきます。

②介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

給付費では要介護3の方の割合が高く、また要介護4の方の給付費が年々増加していますが、本町の第5期計画期間中の要介護認定者数の推計値は、要介護1の方の人数及び伸び率が最も高く、逆に要介護4の認定者数が減少（ほぼ横ばい）であることから第5期においては施設整備を見送ることとします。

しかしながら、利用率が横須賀・三浦圏域において最も高いものの、町内施設での利用者が少ないことから他市町村の介護老人保健施設を利用している町民の方が多いと考えられますので、今後の要介護認定者数の推移を把握し、また町民の要望や施設待機者数を第5期計画期間中に調査し、第6期事業計画において100床程度の整備を計上するよう検討するとともに、今後は町内介護老人保健施設に町民の方を優先して受け入れていただけるよう要請するなど、町内介護老人保健施設を町民が利用しやすい環境づくりに努めていきます。

③介護療養型医療施設の整備方針

平成29年度に廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

（6）居住系サービスの整備方針について

①認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

要介護1、2の方の給付費が年々減少し、要介護3及び5の方の給付費が増加している現況に対し、本町の第5期計画期間中の要介護認定者数の推計値は、要介護1の方の人数及び伸び率が最も高く、逆に要介護4の認定者数が減少（ほぼ横ばい）であること、また認知症対応型共同生活介護事業所への待機者が多くない現状から、第5期計画期間中は整備を見送り、その間、町民の要望や待機状況を把握し、第6期計画において施設整備をするかどうか検討していきます。

②介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型特定施設については、第3期介護保険事業計画では、平成26年度までの整備計画はありませんでした。今回、計画を見直すにあたって、町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、計画の修正は行いません。

③介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第3期介護保険事業計画では、平成18年度に開設する111床の施設をもって、施設整備を一旦終了し、平成26年度までは、新たな施設を整備しないこととしていました。この施設整備は、計画よりも遅れたものの、平成19年度に整備済みです。

今回、計画を見直すにあたり、現在の状況を見ると、施設定員=261人は高齢者数=9,010人(平成23年)に対して2.90%となっており、また町民の入居率が低いものの、今後要介護1、2の高齢者の増加が見込まれることから30床の増床を計上することとします。

2 サービスの適切な利用の促進

(1) 事業者間の連携

事業者に対する各種制度や研修等の情報提供を進めるとともに、サービスの適切な利用に向けて、介護保険事業者間の情報交換や連携・調整ができるような機会の提供に努めます。

(2) 介護給付等の適正化

介護給付等の適正化は、不適切な給付を削減すること、利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、また、それらを通じて介護費用のむやみな増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。本計画において、これらの目的を達成するため、介護給付等の適正化を推進していきます。

そのため、ケアプランの点検、ケアマネジャーへの支援を通じて、利用者が必要とするサービスを効果的・効率的に提供するためのサービスの選択・調整機能の適正化を進めます。

また、平成18年4月の制度改正の「保険者機能の強化」により、地域密着型サービスの指定権限と事業者に対する指導権限や、すべてのサービスに対する事業所への立ち入り権限も市町村に付与されています。

葉山町では、国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、適正な介護サービスの提供に向けた指導の実施に努めるとともに、これまでと同様、神奈川県との連携を保ちながら、適正な保険給付を目指します。

3 利用者への情報提供

(1) 情報提供・公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を実現するために情報の提供・公開を推進します。

平成18年4月に施行された介護保険法の改正により、介護サービス情報公表制度がスタートしました。この制度は介護サービス利用者が事業所を選択する際、事業所の情報を的確に入手し、比較検討するために設けられた制度で、都道府県が実施主体となっています。神奈川県では、神奈川県介護サービス情報公表センターで実施していることから、本制度の利用促進に向けて、普及・啓発を進めていきます。

(2) 制度の普及啓発

町民への介護保険制度の普及・啓発に向けて、広報はやま、町のホームページ、各種パンフレット等の媒体を中心に情報提供の充実に努めます。

4 低所得者への配慮

制度上でさまざまな低所得者対策が行われています。利用者やその家族に対し、それらの制度内容の周知に努めます。

(1) 保険料の減免

災害による住居の損壊や、生計維持者が死亡した等の理由で、保険料の納付が難しい場合に、介護保険料の減免を受けられるものです。

(2) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設(短期入所を含む)に入所している低所得者の人に対して、居住費(滞在費)、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

(3) 社会福祉法人等による減額の運用

所得が低く特に生計が困難な人について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。

(4) 特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減

介護保険法の施行前の措置制度の時から、継続的に特別養護老人ホームに入所されている人に対して、介護保険導入にともない措置制度の時の負担水準を超えないよう、利用者負担額を減額するものです。

(5) 障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった人に対して、継続的なサービス利用の促進を図るため、利用者負担の軽減措置を行うものです。

(6) 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスの1割負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

(7) 高額医療・高額介護合算費の支給

医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が払い戻されていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部について払い戻しを行うものです。

5 事業評価の仕組み

(1) 介護保険事業

介護保険給付額、サービス量が事業計画とかけ離れていないかを、サービスごとに毎年チェックし評価します。

また、国民健康保険団体連合会から、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるように、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供されるシステムを活用して、各サービスの適正な利用が行われているかをチェックします。

(2) 介護予防事業

地域支援事業の中の介護予防事業について、事業参加者の声を収集するとともに、参加者の各種データを蓄積・整理し、状態の維持・改善等の分析を進め、事業実施の効果を検討していきます。

